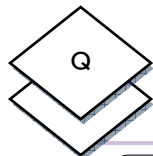




労働相談Q & Aで解決！

産休①



妊娠したことを会社に告げると、業務に支障が出るとの理由で退職を勧められました。

A 会社は、妊娠したことを理由に解雇したり退職勧奨したりすることは、できません。

解説はこちら

- 女性労働者が妊娠、出産、産前産後休業、育児休業、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置を求めたこと等を理由として、解雇、不利益な異動、減給、降格その他不利益な取扱いを行うことは禁止されています（男女雇用機会均等法第9条第3項、育児・介護休業法第10条等）。
- 産前産後休業の期間（単胎の場合：産前6週・産後8週、多胎の場合：産前14週・産後8週の期間）及びその後30日間の解雇は禁止されています（労働基準法第19条第1項）。
- 妊娠中及び出産後1年以内の解雇は、会社が妊娠・出産・産前産後休業等以外の正当な理由があることを証明しない限り、無効となります（男女雇用機会均等法第9条第4項）。
- 会社は、上司・同僚による、職場における妊娠・出産、産前産後休業、育児休業等に関するハラスメントを防止する措置を講じることが義務づけられています（男女雇用機会均等法第11条の3、育児・介護休業法第25条）。
- なお、産前産後休業や育児休業は、会社に規定がなくても取得できます（労働基準法第65条、育児・介護休業法第5条第1項）。

どうすれば？

- 退職勧奨されたり解雇を伝えられたりしたときは、その理由を会社に確認し、仕事を続けたい、退職したくないことをはっきりと伝えましょう。
- 労働組合があれば相談して会社と交渉するという方法もあります。組合がなくてもできるだけ多くの人々がまとまって交渉した方がやりやすいでしょう。
- 退職勧奨等の理由を書面で提示するよう求めることや、会社とのやりとりを記録しておくことも、紛争になった場合に役に立ちます。
- 会社側と話し合っても解決できない場合は、労働局に相談し、助言、指導又は勧告などの援助を求めることができます。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電 話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

◎ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電 話 055 (225) 2851